

南牧村いじめ防止基本方針

第1 南牧村基本方針の策定

- 1 策定の目的
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止のための対策の基本理念

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

- 1 いじめ防止等のために村が実施する施策
- 2 いじめ防止等のために村立小中学校において実施する施策
- 3 重大事態への対処

第3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

- 1 基本方針の取組の検証・見直し

別添 南牧村いじめ対応マニュアル

はじめに

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

南牧村では、これまでもいじめは決して許されない行為であるとともに、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対策にあたってきたところである。

このたび、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受けて、改めて、児童生徒の尊厳を保持するため、学校・家庭・地域・村・その他関係機関と連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第 12 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針をまとめ、ここに策定するものである。

第1 南牧村基本方針の策定

（地方いじめ防止対策基本方針）

第 12 条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。〔いじめ防止対策推進法から抜粋（以下同じ。）〕

1 策定の目的

本村におけるいじめの根絶に向けて、児童生徒の尊厳を保持するとともに、家庭、学校、地域、村、その他の関係機関の連携のもと、実効あるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に進めるため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、本村におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）の基本的な方針を示すものとして、南牧村いじめ防止基本方針（以下「村基本方針」という。）を定める。なお、作成に当たっては、文部科学大臣の定めたいじめの防止等のための基本的な方針を参酌（法第 12 条）するととも

に、本村の実情を踏まえたものとした。

2 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

3 いじめ防止等のための対策の基本理念

いじめ防止等のための対策は、家庭、学校、地域、村、その他の関係機関との連携のもと、次のことを基本として行わなければならない。

- ・ いじめは全ての児童生徒に関係する問題であることから、安心して学習等に取り組むことができ、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう、未然防止に努める。
- ・ いじめを行わず、また、いじめを認識しながらこれを放置することがなく、全ての児童生徒がいじめ問題に関して理解を深められるよう、お互いに尊重し合う意識や態度を育てることを目指す。
- ・ いじめは決して許されないことであるが、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうることから、いじめが児童生徒の心身に重要な影響を及ぼすという認識に立ち、迅速かつ組織的に対応する。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止等のために村が実施する施策

（いじめ問題対策連絡協議会）

第十四条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

（公立の学校に係る対処）

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(1) 組織の設置等

- ・村は、次の組織の設置等により、実効的にいじめ防止等のための対策を行う。
- ・村は、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめ問題の対策に係る協議機能を整備する。
 - ・教育委員会は、重大事態に対処し、および同種事案の再発を防止するため、法第 28 条 第 1 項に規定する調査等を実施する付属機関を設置する。
 - ・村は、重大事態に対処するため、必要があると認めるときは、法第 28 条第 1 項に規定する調査の結果について調査する付属機関を設置する。

(2) いじめ防止等のための基本施策

- ・関係機関等との連携
- ・家庭、学校及び地域が連携した見守り・活動の場づくり
- ・いじめの早期発見のための措置
- ・教職員等の資質の向上及び人材の確保
- ・インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進
 - ・啓発活動の推進
- ・財政上の措置等
- ・いじめ防止のための対策の調査研究の推進等

2 いじめ防止等のために村立小中学校において実施する施策

(学校いじめ防止基本方針)

第 13 条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等の対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 22 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・村立小・中学校は、村基本方針を参酌し、当該小・中学校の実情に応じた学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定する。（法第 13 条）
- ・学校基本方針は、いじめ防止等の基本的な方向や取組の内容等について定める。
- ・村立小・中学校は、学校基本方針を策定した後、速やかに公表し、保護者、地域の理解と協力が得られるように努める。

(2) いじめ防止等に取り組む組織

- ・村立小・中学校は、いじめ防止等に実効的に取り組む組織を設置する。
- ・当該組織は、全教職員でいじめ防止等の共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う中核となる役割を担う。
- ・当該組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

- ・教育委員会は、当該組織が機動的に機能するよう必要な指導、助言又は援助を行う。

(3) いじめ防止等に関する措置

①いじめの未然防止

いじめはどの学校にも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

※学校で作成してある「学校いじめ防止基本方針」等も活用する。

②いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つ。併せて、学校はアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。また、児童生徒に対して、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させる。

※学校で作成してある「学校いじめ防止基本方針」等も活用する。

③いじめへの対応

いじめに対する対応を行うに当たっては、まず、教職員全体でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや、一部の教職員で抱え込むことがないよう、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携を図る。学校で作成してある「いじめ対応マニュアル」を活用する。

また、インターネットを介した誹謗、中傷、名誉棄損や人権侵害などネット上のいじめについても配慮することが必要である。

※村立小中学校は、いじめの認知、対応等について、随時、教育委員会へ報告する。

3 重大事態への対処

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第 28 条第 1 項より)

(1) 重大事態とは

法第 28 条第 1 項第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

例えば、以下のケースが想定される。

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発病した場合

第 2 号の「相当の間」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安にしている。ただし、日数だけでなく、児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果でない。」あるいは「重大な事態とはいえない。」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。村立小・中学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たるものとする。

(2) 重大事態への対処

①村長への報告

- ・村立小・中学校は、重大事態が発生したときは、その旨を、教育委員会を通じて速やかに村長へ報告する。(法第 30 条第 1 項)

②教育委員会又は村立小・中学校による調査

- ・教育委員会又は村立小・中学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実確認を明確にするための調査を実施する。(法第 28 条第 1 項) なお、村立小・中学校が主体の調査では重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断するときや学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。
- ・調査は必要に応じて教育委員会が設置した付属機関が行う。
- ・教育委員会は、村立小・中学校が調査を行うときは、必要な指導、助言又は支援を行う。
- ・教育委員会又は村立小・中学校は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものし、提供にあたっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・教育委員会又は村立小・中学校は、法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について、村長に報告する。なお、いじめを受けた児童等又はその保護者から申し出があったときは、いじめを受けた児童等又は保護者の所見をまとめた文書を受理し、当該文書を調査結果報告に添えるものとする。

③村長の再調査

- ・村長は、法第 28 条第 1 項の規定により教育委員会又は村立小・中学校が行った調査の結果について、必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。(法第 30 条第 2 項)
- ・再調査においても、当該児童及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- ・村長は、教育委員会又は村立小・中学校が行った調査の結果について再調査を行ったときは、その結

果を議会に報告する。(法第 30 条第 3 項)

- ・村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。(法 30 条第 5 項)

第 3 その他いじめ防止等のための取組に関する事項

Ⅰ 基本方針の取組の検証・見直し

教育委員会では、基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、検証し、必要に応じて見直す。

(令和 6 年 4 月 1 日 南牧村教育委員会)